

食品安全委員会企画専門調査会

第 30 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 21 年 6 月 23 日（火） 10:00 ～ 12:28

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- (1) 平成 20 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて
- (2) 平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について
- (3) 平成 21 年度自ら評価案件選定の進め方について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

早川座長、伊藤専門委員、内田専門委員、生出専門委員、河合専門委員、近藤専門委員、
佐々木専門委員、清水専門委員、谷口専門委員、西脇専門委員、橋本専門委員、福代専門委員、
宗像専門委員、山根専門委員

(専門参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

小泉委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定）

- 資料 2 平成 20 年度食品安全委員会運営計画(平成 20 年 3 月 27 日食品安全委員会決定)のフォローアップについて(案)
- 資料 3 - 1 平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)
- 資料 3 - 2 平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)のポイント
- 資料 4 平成 21 年度自ら評価案件の決定までのフロー(案)
- 資料 5 - 1 委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項(平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定)新旧対照表(案)
- 資料 5 - 2 企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定)新旧対照表(案)
- 資料 6 「食品安全委員会の改善に向けて」(平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定)に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況

6. 議事内容

◆早川座長 それでは、定刻の 10 時になりましたので、ただ今から食品安全委員会企画専門調査会第 30 回会合を開催いたします。予報によりますと、本日は真夏日ということで、大変暑い中、湿度も非常に高い中、専門委員の先生方にはお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、14 名の専門委員とともに、服部専門参考人が御出席でございます。それから、武見専門委員、渡邊専門委員が御欠席でございます。

また、食品安全委員会から、担当委員であります長尾委員、野村委員とともに、小泉委員、廣瀬委員にも御出席いただいております。

続きまして、議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料でございます。

まず資料 1 が「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項(平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定)」。

資料 2 が「平成 20 年度食品安全委員会運営計画(平成 20 年 3 月 27 日食品安全委員会決定)のフォローアップについて(案)」。

資料 3 - 1 が「平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)」。

資料 3 - 2 が「平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)のポイント」。

資料 4 が「平成 21 年度自ら評価案件の決定までのフロー(案)」。

資料 5 - 1 が「委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り

込む事項（平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定）新旧対照表（案）」。

資料 5－2 が「企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）新旧対照表（案）」。

資料 6 が「『食品安全委員会の改善に向けて』（平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定）に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」。

以上でございます。不足がありましたら手を挙げていただければと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

（１）平成 20 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて

◆早川座長 まず、議事次第に従いまして、「（１）平成 20 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」の審議をお願いいたします。

事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

◆大久保総務課長 それでは、まず、「平成 20 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ」を説明する前に、お手元の資料 1 で、今後の企画専門調査会の審議事項について簡単に御説明したいと思います。

資料 1 は、平成 21 年 3 月 26 日の食品安全委員会で決定したものでございまして、当面、この専門調査会でどういうことを御審議いただくかという内容でございます。

表紙の下の方の 1 から 3 に書いてある、それが正に事項でございまして、「1 平成 20 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ、平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書について」。正に今日の議題のものでございます。

それから、「2 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について」。

「3 平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」でございます。

それと、これは 3 月時点で当面見通しがついているものを列記しておりまして、その後の状況としては、消費者庁が 9 月に発足するという話もございます。したがって、秋にはいわゆる閣議決定されております基本的事項の見直し、この辺も恐らく御審議いただくことになってくるのかなと思います。その辺は御承知おきいただければと思います。

それでは、早速でございますけれども、資料 2 で運営計画のフォローアップにつきまして簡単に御説明したいと思います。横長の資料でございます。

1 ページでございます。この表の作りは、例年のとおりでございますけれども、一応、左側の欄

が運営計画そのままでございます。そして、右の欄がそれに対応して業務実績を網羅しているところでございます。

最初に、運営計画の「第1 平成20年度における委員会の運営の重点事項」でございます。

2のところを見ていただきますと、20年度については、委員会の活動全般について点検を行う。そして、5周年記念事業を行う。これが重点としてございました。

この実績でございますけれども、右の欄で「(1) 5周年記念事業」につきましては、9月17・18日に記載のとおり実施したというところでございます。

3ページまで飛びますけれども、「(2) 食品安全委員会の改善に向けた検討について」ということで、これにつきましては7月24日、食品安全委員会で、改善に向けた検討を開始するというのを決定したところでございます。

その後、数回の検討を経て、この企画専門調査会でも御議論いただきましたが、第279回委員会合、3月26日に「食品安全委員会の改善に向けて」を決定したところでございます。

この「食品安全委員会の改善に向けて」については、できるものはどんどんやっていくということで、最後の〇にありますけれども、先行実施として黒ポツにあるようなことを実施してきたということでございます。

また、4ページの上の方で、「(3) リスクコミュニケーション（広報）改善PTについて」というものがございます。これについても7月の委員会におきまして検討していくことを決定いたしましたので、その検討結果については先ほどの「食品安全委員会の改善に向けて」に反映したところでございます。

5ページに移りまして「第2 委員会の運営全般」です。

「1 会議の開催」で、①が本委員会の開催でございますが、これについて、昨年度は48回開催しております。

②の企画専門調査会につきましては、6回開催しています。

6ページにまいりまして、③のリスクコミュニケーション専門調査会については7回開催。

④の緊急時対応専門調査会については、4回開催したというところでございます。

7ページにいきまして、⑤からが評価関係の専門調査会の開催状況でございます。

右の欄を見ますと、(1)にあります。全体として149回開催しております。

そして「(2) 調査審議の効率化」の項目がありますが、8ページの上でございますが、効率化を図るということで、農薬の毒性メカニズム等に着目した調査審議を効率的に行えるように、農薬専門調査会の各部会の専門委員の構成を見直しております。

また、クロール関係、ビスフェノールA関係について、ワーキンググループを設置したところで

ございます。

「第3 食品健康影響評価の実施」でございます。

1が、いわゆるリスク管理機関からの要請のものでございます。右の欄を見ていただきますと①に実績がありますけれども、まず今年の3月31日までの実績が「参考」のところに出ておりますが、1,145件の評価要請がありまして、そのうち742件評価を終えた。全体の65%でございます。

そして、括弧書きで平成20年度1年間の実績を書いております。20年度1年に着目しますと、評価依頼は143件ございました。そして、20年度に終えたものが190件ということで、かなり滞貨を解消することができたというところでございます。

続きまして、一番下の行のガイドラインの策定状況です。9ページの上の右の欄でございます。遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準を策定したところでございます。

2つ目、3つ目の○のようなガイドラインについては策定を進めているところでございます。

また「（2）食品健康影響評価技術研究の活用」ということで、技術研究は17年度から実施しておりますけれども、17から19年度に実施しました「器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究」、これが終わりました、報告書が出ております。そして、これを基にガイドラインの作成を進めているというところも御報告しておきたいと思います。

続きまして、3が委員会の自ら評価関係でございます。右の欄を見ていただきますと、①は正に企画専門調査会でやってこられたことでございますが、昨年度は、かび毒関係等3案件を決定しております。

そして、その外ということで一番下の○にございますけれども、記載のような事案については情報収集や情報提供を行うことを決定しております。

また、過去に決定された自ら評価の実施状況で、10ページを見ていただきますと、最初に、食中毒原因微生物関係でございます。カンピロバクターについて審議を進めておりますが、これについては今年度に入って、今週25日の親委員会で、最終的に報告書の審議をしていただくこととしております。

（2）の我が国に輸入される牛肉及び牛内臓関係でございますけれども、これについては14か国に質問書を出して、3月末時点で10か国から回答、4か国から回答を得ていないというところでございます。現時点で言いますと、これが12か国から回答を得たという状況に進捗しております。いずれにせよ、プリオン専門調査会で審議中でございます。

（3）で食品中の鉛関係については、ワーキンググループを設置しまして検討を進めているところでございます。

4で、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況、いわゆるモニタリングでございます。

右の欄にまいりますと、昨年度はまず、平成 20 年 4 月に、第 8 回目の調査結果を委員会に報告しております。

11 ページにまいりまして、20 年 8 月に、第 9 回目の調査を実施しまして、その結果、10 月に委員会に報告しております。

また、21 年 2 月には第 10 回目の調査を実施しているところでございます。

「5 食品健康影響評価技術研究の推進」でございます。これは右の欄を見ていただきまして、①でございますが、20 年度の新規研究課題については、4 月の委員会において、4 研究領域の 8 課題を採択しております。

中間評価も実施しております。

3 つ目の〇になりますが、平成 21 年度新規研究課題の選定につきましては、昨年 12 月から今年 1 月にかけて募集を行いまして、応募は 60 件ございました。

そして、これにつきましては審議の結果、研究課題候補として 6 課題を選定したところでございます。

「② 平成 19 年度に終了した研究課題の事後評価の実施及び研究成果の普及」でございますが、19 年度末に最初の研究が終了いたしまして、それについては事後評価を実施しております。

また、12 ページにまいりまして、最初の〇でございますけれども、この成果につきましては、9 月 17 日に行いました記念事業の中で、厚労省、農水省とともに、「食品安全に関する研究成果合同発表会」で発表しております。

「第 4 リスクコミュニケーションの促進」の関係でございます。

右の欄を見ていただきますと、意見交換会を記載のとおり、5 月 19 日から 3 月 27 日まで開催しております。合計しますと、これはダブリもありますので、25 回という形になると思います。

意見交換会については、事後評価を実施するということで、計画段階でどういう検証をするかというものを検討しておりますけれども、その結果、「参加者における一般消費者の割合」を 1 つの目標に置いておりましたけれども、これは残念ながら目標を達成できなかったという形になっております。その他は達成できております。また、反省点としては、専門用語が多いので用語集を用いるべきだったというような教訓も得ております。

次の〇のところで、今までの課題でありました人材育成講座の受講者、こういう方々に意見交換会に参加して主要な役割を担っていただくということがございました。これにつきましては昨年度、モデル的な事業を実施したところでございます。

その外、サイエンスカフェを開催するとか、11 月 18 日には消費者団体と共催しまして、聞きたいことを事前に募集しまして、それに答える。そういうことに主眼を置いた意見交換会、新しい試

みでございますが、そういうものにもチャレンジしたところでございます。

13 ページの一番下の方ですが、「2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」でございます。右の欄を見まして、まず、「地域の指導者育成講座」。これは昨年度、15 か所で実施しております。

14 ページにまいりまして、最初の○でございますけれども、ファシリテーターの育成講座。これは全国で8 か所。

また、インタープリターの講座につきましては全国7 か所で実施したところでございます。

少し飛びまして、15 ページの中ほどで「4 食品安全モニターの活動」がでございます。モニターは470 名おりますけれども、昨年度も半分、235 名を改選しております。

そして、モニターの方々については、5 月から6 月にかけて、全国7 会場で10 回会議を開催し、会議の内容についても御意見を伺いながら逐次改善していくということで、20 年度におきましては、ここに書いてございますけれども、交流を深めるということで、小グループに分けまして意見交換等を行う場を設けたところでございます。

また、モニターの皆様からは、昨年度385 件の随時報告をいただいております。

16 ページに移りまして、「5 情報の提供・相談等の実施」でございます。まず、右の欄の(1)、ホームページ関係でございますけれども、分かりやすい情報発信ということを中心にしまして、特に国民の関心の高いと思われる事案については、「重要なお知らせ」等に掲載していくということで、昨年度は記載のようなものを掲載したところでございます。

メールマガジンについても普及を図るということで、ここには書いてございませんけれども、20 年3 月末時点での会員が5,800 名程度でございました。それが21 年3 月末時点では6,900 名ということで、1,000 名ちょっと増えたということで、徐々にでございますけれども、拡大を図っているところでございます。

重要なお知らせについては、臨時のメールマガジンを発行するというところで、昨年度の実績を書かせていただいております。

また、17 ページの右の欄でございますが、(2)で季刊誌関係が書いてございます。

まず、季刊誌につきましては、9 月に特別編集号を発行しております。また、「食品中のカドミウム」や、「リスクコミュニケーションの新しい試み」、この辺を分かりやすい形で掲載したところでございます。

マスメディア関係者との意見交換会も、4 月、7 月、21 年3 月に行うとともに、プレスリリースについて、電子メールでの配信も行ってきたところでございます。

「食の安全ダイヤル」につきましては、昨年度は1,069 件の相談や問い合わせを受けたところでございます。

また、17 ページの一番下の「7 食育の推進への貢献」につきましては、右の欄の2つ目の○でございますけれども、昨年度は8月5日と26日に、「ジュニア食品安全委員会」を開催しております。

また、昨年度は、試行的に訪問学習を受け入れるということも実施いたしております。

18 ページにまいりまして、「第5 緊急の事態への対処」の関係でございます。

右の欄を見ていただきますと、5月1日の委員会におきまして、20年度緊急時対応訓練計画を決定しております。

3つ目の○でございますけれども、12月2日に第1回目の訓練といたしまして、「緊急事態におけるメディア対応講習会」を実施しております。

また、今年3月には2回目といたしまして、広報技術を主体とした実働訓練も実施しております。

「2 緊急事態への対処体制の整備」でございます。右の欄の2つ目の○で、薬物混入事案のように関係府省が幅広く連携して対応すべき事案につきましては、消費者行政推進担当大臣の下に置かれております「消費者安全情報総括官」を核として政府一体として取り組んできているということで、その実績を記載しております。

また、19 ページの一番上の欄の「併せて」のところでございますが、委員会が緊急事態の発生を探知した場合における危害物質の科学的知見に関する情報を提供する際のルールということで、これは緊急時対応専門調査会の方でございますけれども、「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を検討しまして、案を取りまとめたところでございます。

続きまして、「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」でございます。

右の欄を見ていただきまして、最後の4つ目の○でございますけれども、平成21年度から次期システムを構築するということで、昨年度はその準備を着実に進めたところでございます。

また、「2 国際協調の推進」の関係につきましては、国際会議等への派遣をするとともに、海外の研究者も招へいしております。

また、(3)でEFSAとの連携強化ということで、2つ目の○になりますけれども、今年3月6日でございます。事務局次長がEFSAを訪問いたしまして、ここに書いてございますように、科学的協力及び情報共有を進める意図を表明した書面の署名・交換をいたしたところでございます。

20 ページ、最後です。

食品安全確保総合調査のことでございますが、これにつきましては右の欄を見ていただきますと、20年度は15課題について調査課題として選定したということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問・御意見等がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでございましょうか。

例えば「第1 平成20年度における委員会の運営の重点事項」について、何か特段ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、5ページからのところですが「第2 委員会の運営全般」。ここについて、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、8ページ以降ですが「第3 食品健康影響評価の実施」。これについて、何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

私の方から、9ページの右側ですが、上から2番目の(2)というものがございまして「『器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究』の報告書に基づき、リスク評価のためのガイドラインを検討していくこととなった」という項がございますけれども、ここは、この器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスクについてのガイドラインという趣旨と読ませていただいてよろしいのですか。

◆北條評価課長 そのとおりです。

◆早川座長 分かりました。外にいかがでしょうか。

もう1つ、上の8ページで、「これまでのリスク評価対象案件数」というものがございますね。これで、もちろん、年度がいろいろまたがっているんで、依頼のあった案件と評価が終了した案件とに若干のずれがあるといえますか、これは継続的にやっているから、積算として例えば平成20年度は評価を終了したものが190件。そういう読み方でよろしいのですね。

◆北條評価課長 そうです。評価の終了したものの中には当然、20年度以前に諮問があったものが含まれるのでこういう数字になっているということでございます。

◆早川座長 それで、今、たまっているといえますか、まだ評価が終わっていないものがトータルで言えば1,145案件マイナス742案件となっているというふうに理解してよろしいですか。

◆北條評価課長 そのとおりでございます。

◆早川座長 何か、かなりたまっているといいますか、古くからのもので積み残しはございますか。

◆北條評価課長 これは以前からこの場でもお答えしていたと思うのですが、設立当初にかなりまとめて評価の依頼のあったものがございました。その中で特に問題になっているものは、評価に必要なデータといいますか、資料が必ずしも十分に付いていないものがかなり多くあるということで、その収集に少し時間を要しているというのが一番大きな問題点でございます。

その外は審議をして、指摘事項を出して、その回答が来ていないとか、そういうものが中心になっているというところです。

◆早川座長 外によろしいですか。

どうぞ、お願いします。

◆山根専門委員 済みません、先ほどの9ページのガイドラインの策定なのですが、これは御説明があったのかもしれないのですが、危害要因ごとにこれからガイドラインを作っていくということで、その中でできるところから始めて、現在、こういう状況というところでしょうか。それで今後、要因ごとのものを始めるということですね。

◆北條評価課長 今の御指摘は、器具・容器包装のところでございますね。

◆山根専門委員 そうではなくて、全体です。

◆北條評価課長 全体のガイドラインについては、これまでもこの場でもお話ししていると思いますが、幾つかのものを整備していこうという考えでおります。

例えば現在やっているものであれば、添加物のガイドラインについてもまとめつつありますし、それ以前のものとしては、農薬とかポジティブリスト関係のものについての整備を同時並行的に進めているところで、できたものから順次お示ししていく予定になっております。

◆早川座長 よろしゅうございますか。

◆山根専門委員 はい。分かりました。

◆早川座長 これは、このまま理解しますと、11 ページの下の方ですけれども、食品健康影響評価技術研究に関するいろんな研究課題の採択があつて、それによって研究がされて、その成果の1つとして、出口としてガイドラインが策定されようとしている。理解としてはこういうことですね。

◆北條評価課長 少し補足しますと、例えば、先ほど出てまいりました「器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究」は、研究の成果を踏まえて、これからガイドラインを整備していくというものでございますし、ガイドラインの整備だけを目的としまして専門調査会の先生方に検討をお願いしているものもあるということでございます。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。
どうぞ、お願いいたします。

◆谷口専門委員 全般的になのですけれども、評価というものは古いものから順番にしていくのでしょうか。ここの清涼飲料水のところなど、優先度の違いですとか、優先度をどういうふうに決めているかということもお聴きしたいのです。

◆北條評価課長 基本的には、今もお話のあったように、我々としては優先度の高いものから評価をしていきたいと思っています。

例えば、農薬の評価につきましては、かなり多くのものがございます。その中でも毒性の強いもの、例えば有機リン系のものとか、カーバメート系のものとか、そういう毒性の強いものから優先的にやっていきたいという考えであります。

ただ、先ほども少しお話ししましたが、資料収集の制約があるものがございます。この資料収集につきましては、特にリスク管理機関をお願いしているところも多くございまして、必ずしも優先度を中心に作業が進められないような状況でもあるところでございます。

◆早川座長 よろしいですか。もし何か御疑問があれば、何でもおっしゃっていただければと思います。

◆谷口専門委員 少し分かりづらいので、具体的に優先度をどういうふうに決めておられるのか教えていただけますでしょうか。とりあえずは古いものからというのが一番にはあるのでしょうか。

◆北條評価課長 もちろん、順番に沿って処理をするというのが原則になりますけれども、先ほど御説明したのは、特に農薬の場合は数もたまっておって、その中ではやはり毒性の強いようなものから処理していくのが世の中が求めているものに対する答えとなるだろうということで、作業を進めているということなのです。

◆谷口専門委員 それでは、後から発生したことで毒性の強いものであればそれを優先するということなのですね。

◆北條評価課長 はい。

◆谷口専門委員 分かりました。

◆早川座長 今の第3のところですが、外にいかがでしょうか。よろしいですか。

11 ページの下の方の研究に関することなのですが、この前も御説明いただいたかもしれませんが、平成 19 年度に採択した課題の中間評価結果ということで『中止』が 1 課題」とございませぬ。もし、これの背景が分かれば教えていただきたい。

それから、次の 12 ページの上の方です。事後評価結果があって、この中で「概ね、目標を達成した」というものが 5 課題と一番多いわけですが、これは一つひとつによって事情が異なるのでしようけれども、できればこういうものは何を目標かというものがあるかと思うのですが、目標を達成した以上のものがもう少し過半を占めていただければいいかなと思います。

先ほどのように、ガイドラインの作成に至るというようなものは、出口としてはちゃんとした出口に向かっていっているわけですが、そこら辺りで何か、もしコメントがございましたらお願いいたします。

◆酒井情報・緊急時対応課長 2 点御質問があったかと思います。

まず 1 点目の中止の件で、研究の進め方でございますが、研究者の方から具体的な達成目標なりを示していただきながら、それを審査して採択するという過程がございます。その結果、1 年目、当初予定していた達成目標を十分達成できていない。また今後、研究費をつぎ込んでもそういった

成果が得られないだろうと判断された事案が1例ございまして、それについては研究費を次年度続けて投入しても食品安全委員会としては成果が得られないだろうという判断をしたものでございます。そういう点は厳しくチェックしております。中間チェックでそれは落としていくという方針でございまして、そういう事例があったということでございます。

それと「概ね、目標を達成した」という表現でございしますが、食品安全委員会は研究機関を持ちませんので、研究費の中でいろいろな評価手法の開発というものを大きな柱にしております、それは、より効率的な評価をしていくためでございます。手法の開発でございますので、当然、失敗もある。こういった手法で新しくできると考えたのだけれども、実際はそれがうまくいかなかった。そういった事例もございまして、そういったものは残念ながら目標を達成できなかったという評価になるということございまして、一定の割合でそういうものも生じる研究事業だというふうに御理解いただければありがたいと思います。

◆早川座長 外に何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは「第4 リスクコミュニケーションの促進」に関するところですが、どうぞ。

◆橋本専門委員 リスクコミュニケーションで、平成21年度の、今月上旬に福岡で行われたものに、私、行ってまいりました。非常に内容が良かったと思っております。ここにも書いてありますように、これだけのリスクコミュニケーションを1年間にこなされていることは、本当にお疲れ様でしたと申し上げたいと思います。全国各地でこのようなことをすることは大変有意義なことです。

ただ、ここに書いてありますように、一般消費者の参加が非常に少ないというのが私も感じたところでございまして、質疑応答を最後にされるのですけれども、やはり市や県の保健関係の方がほとんどで、ひょっとしたら大方、9割ぐらいを占めているのかなという感じがいたしました。

司会の小平さんも、非常にフランクな感じで分かり易く進行してくださり、私ども一般の主婦が参加しても非常に面白かったのです。折角ですので、もう少し宣伝といいますか、それはどうしていいかというのが多分、難しいと思うのですけれども、ここに書いてありますように、県とかと一緒に共催してあるところがあるのですが、このように県や市と一緒に共催すれば広報しやすいのかなというふうに感じましたので、一言申し上げました。

◆早川座長 ありがとうございます。

事務局の方で何かございますか。

◆小平リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。福岡で実施したカンピロバクターの自ら評価の結果（案）が出たので、それについての意見交換の場に御参加いただいたと思います。

我々も、どなたをターゲットにして集めるかというのをいつも企画の段階で練ってしまして、その度にどういう声の掛け方をしたらいいかというのもいろいろ工夫はしています。福岡の場合ですと、例えば生協さんにもお願いして声を掛けていただこうとか、あと、自治体を通じていろいろな方に声を掛けていただこうとしましたが、やはり先ほどおっしゃられたように、行政関係の方がどうしても多くなってしまったという形になりました。引き続き、この辺りはどのようなルートで声を掛けてターゲットの方を集めるかということは知恵を絞っていきたいと思っておりますが、毎回の課題だと思っております。

◆橋本専門委員 少し会場が広過ぎたかなという感じがいたしました。ひざを突き合わせられるくらいの場所、あまり狭いところも困ると思いますけれども、親しみを持って話ができるとおもいますし、やはり動かしていくのは人だと私は思います。私のような一般の主婦が申し上げるのはおこがましいのですが、もう少し狭い会場で、声が行き渡るくらいのところでも十分親しみを持って話ができれば本音が引き出せると思いますので、そういった方法も1つの手ではないかと思いましたので、よろしく願いいたします。

◆早川座長 どうぞ。

◆伊藤専門委員 今の意見、評価とほとんど一緒だと思うのですが、12から13ページに書いてある、東京都で行われたいろんな勉強会、意見交換会、パブ・コメ、セミナーといいますが、12回、ここに書いてありますけれども、大体半分ぐらいは出られたのではないかと思います。

ここには載っていませんけれども、先ほどありました東京都でのカンピロバクターの評価の方にも出させていただいています。個人的な評価として、非常にいい点を差し上げてよろしいのではないかと考えております。

先ほどありましたように、一般消費者という部分は確かにカンピロバクターの場合もあったのではないかと思います。ただ、若干でも、スーパーに入って食肉を担当した人間や、厚労省、農水省、それから、東京都の方々、専門的な分野の方々の意見をいろいろお聴きすることができた。そういう部分では非常にためになった部分もあります。

それから、分野は完全に違いますけれども、いかにファシリテーションするかという部分でも去

年1年間、いろんな先生方のお話でプラスになる部分は非常に多かったのですが、いろんな課題はまだあると思いますけれども、是非、このペースで続けていただきたいと思います。

以上です。

◆早川座長 どうぞ。

◆服部専門参考人 参考にお伺いしたいのですが、例えば今の12から13ページの意見交換会等の回数は書いてあるのですが、総数でもいいのですが、大体どのくらいの参加者があったのか。その辺の記述をしておいていただけると、回数だけではなくて、やはりどれだけの人ということの方が重要だと思いますので、もし、今、分かれば教えていただければと思うのです。

◆早川座長 今、分かりますか。

どうぞ。

◆小平リスクコミュニケーション官 実は、この後の資料にもなりますが、資料3-1、縦の紙の64ページをお開きいただきたいと思います。これは25回分のそれぞれの、大体、どのような方がお話しされたかとか、それから、参加人数といったものが記載されておりまして、済みません、資料が別になってしまいましたが、こんなことで掲載させていただいています。

◆服部専門参考人 ありがとうございます。

◆早川座長 よろしいですか。

宗像専門委員、どうぞ。

◆宗像専門委員 私もその人数を知りたかったので、この資料があればよく分かります。

◆早川座長 どうぞ。

◆佐々木専門委員 リスクコミュニケーションのことでは、この間も業務の改善とか、リスクコミュニケーション専門調査会の方での改善案とかいろいろ出ていますが、昨年度で見ますと、それが着実に改善されているというふうに感じています。

本当に意見交換会として始めたころの運営の仕方と、最近行われたものでは、本当に言葉の使い方、あるいは司会者の話の持っていく方とかがものすごく改善されています。消費者にとってどうかなというものもあるのですが、参加されたステークホルダーの方たちの意見を引き出すような、あるいは、行政の方のお話を分かりやすくかみ砕いて、外のステークホルダーに分かるようにするという点での運営はすごく改善されたと思うのです。ですから、改善のための検討も活きてきているのかなと感じています。

特に、この間のカンピロバクターは私も出させてもらったのですけれども、微生物に関する意見交換会だけを見てもすごく進歩したと思っていまして、非常にもったいなかったと思いました。消費者の方にもっとたくさん出てもらいたかったと思ったところです。

それで、1つは日程の決め方ですが、仕事として、あるいは自分の利害関係を持って参加する方と、消費者が勉強したいとか知りたいという場合の日程では違ってくると思います。一般の方が、この日に決まっているから出られる人はどうぞと言われるとなかなか出られないということもありますので、できれば本当に年度計画として、この辺りに消費者向けのものはやってしまうみたいな、「ジュニア食品安全委員会」みたいなものがありますけれども、ああいうふうにかなり前に消費者向けのコースを決めるみたいな配慮もあっていいかなと思いました。

以上です。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

どうぞ。

◆小平リスクコミュニケーション官 大変いい御意見ありがとうございます。

評価案件についてのこういった場合は、いつ評価案件が本当に仕上がってくるのかが分からないのでなかなか難しいとは思いますが、例えば一般的なリスクについてどう考えるかとかそういったものは、前もっていつごろやるということは工夫できると思いますので、そういったことは今後努力していきたいと思っています。大変ありがとうございます。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

これは個々の評価案件、それから、一般にリスク評価というものは一体何かということと、あるときには連動しますし、あるときには個別の話にはなるのかとは思っているのですけれども、私の感じでは、評価案件の場合、1つはその評価に携わった専門委員が多分中心になって、専門的な立場からのリスク評価の説明ということでやるわけです。専門委員はボランティアで、私も何度かやらされ

ましたけれども、大変なエネルギーと時間を要するようなことで準備や日程調整の問題がある、それと、今、おっしゃったように、実際に評価がまとまったタイミングとの関係がありますので、なかなか年間計画というものは難しいかと思いました。

また、個々の事例の評価のリスコミということとは別に、少し話題がずれるかもしれませんがけれども、食品安全委員会そのものがトータルとしてどういう役割をしているのかということについても、こういういろんな個々の案件の場を借りてやるような機会があってもいいのかなと。せっかく、これだけやっていますので、その前置きに、食品安全委員会とはどういう立場で、どういう評価を行っているのかということ、個々の案件の中でももちろん、説明はするのですけれども、そういうことをやっていただければ、よりいろんな意味での食品安全委員会としての位置関係が分かるのではないかと。

もう1つは、こういうものとリスクマネジメントとの連携、結局はリスクマネジメントに対するために答申をしていっているわけなので、そこでのタイミング、事案にもよるかもしれませんが、そこでの連携がもう少しまい具合に将来的につなげていければ、より効果的な、物事全体に対する、安全性全体に対する評価だけではなくて、管理も含めて国民の皆様に御理解をいただけるというふうに思うのですけれども、そこら辺のマネージメント側の方も、リスコミの場にももちろん、よく出席はされて、個別にはお答えになるわけですが、システムチックにと言いますか、1つのやり方としての考え方というものは何かありますでしょうか。

どうぞ。

◆小平リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

2点あったと思いますので、食品安全委員会の役割なりそういったものをいろいろな場で分かっていただくような活動ということで、早川座長にもクローンの関係で御説明いただいたときには、やはり最初にリスク分析の枠組みなどをお話しいただいて、委員会の位置付けを踏まえてリスク評価の内容を御説明いただいたということで、そういった案件ごとに、前にそういったものをお話することに取り組んでいきたいと思っております。

また、今の資料の13ページの下から4つ目くらいの○にあるのですけれども、別途、地方公共団体等が行う講演会等に講師としても出ておりまして、こちらの方は専ら、やはり食品安全委員会の役割等を中心に、そして、リスクとはどうかとかということとプラス、主要なリスク評価の内容をお話するみたいなことですので、これは年間90回ぐらい講師派遣をしておりますが、こちらはむしろ、そういったことに大変対応しているのかなと思っております。

もう1点は、後半の方ですけれども、リスクマネジメントの方との連携ということですが、我々、

リスクコミュニケーションの担当者の連絡会を隔週で開いておりまして、こういった意見交換の場を持つというものがあらかじめ予定が出たときには、できるだけ管理機関の方に何らかの形で参加していただいて、そこでできるだけ、答えられるだけの内容でいいので、参加して答えてほしいということをお願いしております。

例えば、この前のカンピロバクターについても、厚生労働省、農林水産省の方に出席していただいたのですが、オブザーバーという形になりますけれども、自席の方から発言を求めたりということができるよう形にしておりまして、そういった工夫を重ねていきたいと思っております。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

どうぞ。

◆河合専門委員 今、いろんな意見が出て、私たちも参考になったのですが、このリスクコミュニケーションのターゲットは、もし消費者の関心のある方ということであれば、食品産業の工場の従業員は結構関心を持っています。自分たちがやっていることなので、戻れば一般の消費者になります、コミュニケーションも一般の方としますので、そういった意味では非常に効果的で役立つのではないかと思いますので、少し頭に入れて、食品産業との結びつきというものが、今、必要になってきたかなと思いました。

先日、私は北大の教授の方で、この食品安全委員会にも関係した方に、工場で1度講義してくださいと話をしました。食品の安全の話、リスク評価とかリスク管理も含めてしてもらったのですが、そのときは工場の幹部社員プラス関心のある方ということで集めて、非常に評価が良かったです。我々が言うこととは少し違った角度で話しますので、そういったことが町中に広がるといいですか、地域で広がっていくといいのではないかと思いますので、是非、参考にしていきたいと思います。

◆早川座長 いかがでしょうか。

どうぞ。

◆小平リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

従業員の方になるかどうかは分かりませんが、先ほど逆に課題として出てきた、消費者の方々になかなかおいでにならないという裏腹には、多くの場合、行政の方とか、あと、企業の関係の方がやはり多いです。その方々のバックグラウンドは、大体、品質管理部門を御担当されているような

方が多くて、案外、我々がホームページでこういうものをやりますとなりますと、早目に申し込みがあるのはやはりそういう方々が多うございまして、ある程度、そういう方々が関心を持ってこられているのかなという感じはいたしております。

◆河合専門委員 ありがとうございます。

◆早川座長 どうぞ。

◆宗像専門委員 今のお話を伺っていて思ったのですが、「専門用語が多いので用語集を用意すべきだった」という部分がありますね。一般の消費者と、それから、行政、企業の方と一緒にやるということで、言葉の使い方とかそういうもので無理はないのでしょうか。

◆早川座長 どうぞ。

◆小平リスクコミュニケーション官 場合によって違うと思います。1つの案件が、やはりステークホルダーの方々がいろいろ入って、そういうような方々がどういう意見を持っているかというのを関係者が聴くというのも重要な場があると思いますので、知識を持っているレベルが違うかもしれませんが、どういうステークホルダーに来ていただきたいかということを念頭に企画するというのも必要だと思われます。

逆に、例えば消費者の方を念頭に、本当に食中毒について基本的なことを分かっていただきたいということであれば、ターゲットを消費者の方に当てて企画するというような、場合によってきっちとそこを使い分けることが重要かなと思っております、この用語集のことはできるだけ分かりやすく説明したいということで、今年度当初、それを提供していない会場があったのですが、やはり分かりにくいというアンケートの結果が出ましたので、できるだけ、その後は基本的な用語の解説書を付けるような形で対応している状況でして、それは参加される方について最初の企画の部分でどこに目標を置くかというところで大分変わってくると思っております。そんな感じを持っております。

◆早川座長 どうぞ。

◆内田専門委員 どなたを対象にするかという話がいろいろ出ておりますけれども、私は医師会な

のですけれども、医療従事者に対する周知というものがどのように行われているのか。例えば栄養士とか、薬剤師とか、医師も含めて、あるいは先ほどの職場ということであれば産業医とか、産業保健師とか、そういう方たちも専門家として関わっていく、あるいは啓発する必要があるのではないかというふうに今のお話の中で感じたのです。

◆早川座長 どうぞ。

◆小平リスクコミュニケーション官 ここには載せていないのですが、逆にそういう、ある一定の集まりを持った方々には講師を派遣させていただいて話題を提供させていただくのが効率的だと思っております、なかなかそこまで手が回っていないのですが、こういった団体の方々との連携を強めながら、講師を派遣できますというような情報を提供していきたいと思っております、栄養士会などでは県ごとに組織がございますので、そういった研修会にお呼びいただくとかという実績が徐々に広がってきておりまして、そんな方向はどうかと考えているところでございます。

◆内田専門委員 例えばホームページなどで、こういうテーマについて講師派遣ができますとか、そういう広報的なことをやっていただければ、多分知らないだけで、なさっているのかもしれない。

◆小平リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。今、講師派遣という項目をホームページの中に作っております、そこで、こんな食品の安全について話せますといった情報提供をしておりますので、もう少し工夫をしていきたいと思っています。

◆早川座長 これは、リスク評価というものが持っている1つの大きな宿命みたいなものがございましてね。リスクマネジメントと異なるといいますか、リスク評価というものは、この食品安全委員会のアイデンティティーそのものが公平中立で科学的な根拠に基づいてリスク評価をするということですから、例えば専門家に対しては、正しくそういう意味で科学的にリスク評価したものをかなりストレートな形でお伝えできるだろうと思うのです。

ところが、一般消費者に対して科学的に公正中立に厳密に評価したことをどれだけ砕けて言えるかというのは、また違った角度の話だと思うのです。私はむしろ、そちらの方は食品安全委員会の中で、専門家ではない人がそれをそれなりに理解してやる範囲の講習会の方がひょっとしたらいいのかもしれない。つまり、もちろん、専門委員が控えていてもいいのですけれども、そういう言

葉遣いとかそういう理解の仕方では科学的なリスク評価というものを国民の皆様にお伝えする。

もう1つは、やはり、まだ国民の皆様の中にリスク評価とリスク管理とかいろんなことが渾然一体となっている。実はリスク評価というものは政治的にも、あるいはいろんな団体云々等、全く独立したところで、あるいは倫理的な話を持ちこまないところで、対象課題に対して科学的に評価するものである。もちろん、その時点の科学に照らし合わせてというようなものである、ということが必ずしも理解されていないのではないかな。

それで、私が最初に申し上げたのは、世の中にまだ、この食品安全委員会が何か科学以外のポジションを持っている。つまり、社会的な、あるいは政治的な等々というふうに思われている方がいらっしゃると思うのです。実はそうではなくて、科学的なポジションしかない。科学的なポジションでのみメッセージを発する機関である。そういうことはやはりよくよく国民の皆様方に、別に国民に限らず関係者の方にも知らしめることが必要である。そうしないと、例えば専門調査会に属しておられる専門委員の方などは何の背景もなくボランティアとしてここに来て、専門的な立場から討議を尽くして結論を出しているということなのに、どうも、そのことがこの国の中でまだ正確に認識されていませんし、理解されていませんし、位置付けられていないのではないかなと思うのです。

ですから、まず、そういうこの立場といいますか、この言わば役割というものをよくよく国民の皆様にご説明した後で、個々の案件について、あるいは一般のことについて御説明いただく。それで今度御説明いただくときに、そういう立場ながら、例えば専門家に近い方に説明する説明の仕方と、それから、一般消費者の方に説明する説明の仕方というふうなものがあるのではないかなと思ひまして、食品安全委員会として、是非、そこら辺はもう少し明確に意識しながらリスクコミュニケーションをやっていただけると、我々ボランティアとしてもやりがいがある。そうでなければなかなか元気がでない、もう少し食品安全委員会の方にも頑張ってもらいたいというふうに思う部分も出てきますので、是非、そこはよろしく願いしたいと思います。

外にいかがでしょうか。

何かおっしゃりたいようですね。

◆福代専門委員 今、先生がおっしゃったこともよく理解できます。

それで、私たちJA全国女性協の会長会議に講師に来ていただきました。そのときはJA女性組織のリーダーを対象とした内容で、非常に適切な内容の講義をしていただきましたので、後でみんなに聞きますと、大変高い評価を持っておりました。

そのときに感じましたのは、やはり一般国民、専門的に携わっていない人たちは、まず、この委

員会の存在も十分認識していない。そして、知っていてもどういった役割でどういう内容の仕事をしているかも十分認識していない。そういった中で、自ら農業に携わっている人たちですので、農薬等についても普段取り扱っていますけれども、常に不安はあります。しかし、どのような案件をどこにどのように提出していったらいいか、そういうこともほとんど理解していなかったと思います。

ですから、自分たちで考えて、こういったものは食品安全委員会の方に案件として出すことができるという理解を得ることが大切です。そうすることによって、非常に大きな成果が出てくると思うのです。ですから、一般国民向けもいろいろな団体組織、対象が異なりますけれども、ホームページ等で講師派遣等もごさいますが、まずこちらから積極的に働きかけていくことが重要だと思います。

以上です。参考までです。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがですか。

近藤専門委員、どうぞ。

◆近藤専門委員 先ほど、座長がこのリスクコミュニケーションやら食品安全委員会についての方角性といいますか、問題点も含めてお話しされたわけですが、私も地方の獣医師会を束ねているわけですが、やはりリスクコミュニケーション、又は、情報公開、情報の開示というものと、そういう言葉の中で専門用語がもっと国民の中に浸透していかないと、なかなか食品安全委員会の仕事が理解されていない。端的に申し上げまして、やはり消費者庁と食品安全委員会と、国民は同一視にとらえられている面が非常に強いというのが、やはり地方にありますと大きな感想となっております。

そういう中で、これからは我々獣医師会の活動の中でも会員向け、また、一般向けのホームページも開設しております。我々獣医師会の中に来るのは、日本獣医師会を通してでございますが、農水省関係、厚労省、環境省というものの、インフルエンザならインフルエンザについてのいろんなリスク、または情報についてずっと流れてくるわけですが、やはり食品に関するようなリスクの大きな出来事であれば、我々が委員長談話というようなものはまた取り入れてホームページの中では流しますが、食品安全委員会はそういうお金のかからないところでも何かしらもっとお仕事ができるのではないかと思います。

地方にいればいるほど、そういう情報を期待して待っておりますし、それを流さないとなんをやっているんだというような会員からのおしかりも受けますので、先ほど医師会の話も出ましたけれども、是非、情報をくだされば我々一般向け、また会員向けに流してまいりますので、いろんなこれ

からの必要な言葉を用いながら国民に知らせていかれたらと思いますし、我々もまたそういう活動をしてまいりたいと思いますので、ひとつ検討していただければと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。外にいかがですか。

どうぞ。

◆伊藤専門委員 少し飛んで 16 ページまで行ってしまうのですがけれども、リスコミの中に入っていると思うのです。役職を外れて若干余裕ができたタイミングに、事務局からメールマガジンの配信を受けてくれというメッセージが来て、比較的バックナンバーも含めてじっくり読ませていただきました。改めてパソコン、インターネットを使ったツールも捨てたものではないと再認識したわけですが、たまたま来る前に最新号の前の号ですか、あえて誤解を恐れずに申し上げますが、親委員会の吉川先生のいわゆる同意人事案が参議院で否決されたという話があって、それに見上委員長が堂々たるコメントを書かれていました。

じっくり読ませていただいて、私も三十数年間、食肉の仕事をやってきていますので、それなりに門前の小僧ではあっても BSE についても理解を持っているつもりなので、大いなる賛同を表明したいとつくづく思いました。政治的なと思われる介入に遠慮せず、たかがメールと思わないで、是非こういうこともどんどん意思表示していただければと思います。どこかで拍手喝采している人間もいるのだということを支えに、更にこういうことを進めていただければと思いますので、意見としてお伝えします。

◆早川座長 どうぞ。

◆河合専門委員 私も、今の意見に大賛成です。よろしくお願ひしたいと思います。

◆早川座長 できれば、それをメールマガジンではなくて食品安全委員会のメッセージとして委員長談話かコメントで新聞記事に出していただけると、もっとこの食品安全委員会の本当の立ち位置が明確になるのではないかと思います、それはいろいろな考え方があると思いますので、それ以上のことは差し控えます。

外にいかがでしょうか。

それでは、リスクコミュニケーションにつきましては、これは食品安全委員会自体の存在のコミュニケーション、それから、個々の案件のコミュニケーションを含めて、今までも大いに促進され

てきましたけれども、これからも大いに頑張っていただきたいということです。

「第5 緊急の事態への対処」につきまして、何かございますでしょうか。

どうぞ。

◆河合専門委員 これは食品安全委員会とは関係ないと思うのですが、18 ページの真ん中に書いてあります薬物混入事案のような政府の省庁が幅広く連携する対応につきまして、初期対応とか、当初の案件に関わる1か月ぐらいの対応というのは非常によろしいのですが、その後がほとんど聞こえないというのが少し気になるところです。こういう重要案件を最初に出して、ここに書いてあるものは皆さん頭の中にあると思いますので、その後についてのやり方というものを検討していただきたい。

これは食品安全委員会とは関係ないと思うのですが、そういう食品の安全に関わることに對する事後フォローをどうなったか、今後どうするのかということをやっていただくとよくなるのではないかと思いますので、是非お願いしたいと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。

外にいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」のところでは何かございますでしょうか。

よろしいですか。

どうぞ。

◆生出専門委員 先ほどの河合専門委員からの御意見なのですが、緊急時への対処体制の整備ということでは、緊急時対応専門調査会でいろんなことをやっていますので、是非、酒井課長から御紹介いただければと思うのです。

◆早川座長 よろしく申し上げます。

◆酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。それでは、少しコメントをさせていただきます。

緊急時の対応については、先ほど御指摘がありましたように、食品安全委員会だけではなくて関係府省と連携を取るということでございます。その主な目的は大きく柱が3つあるかと思います。

事案があったときの拡大防止策、原因究明、それから再発防止策です。緊急時には、これらを意識しつつ行動しております。

確かに、原因究明が途中になってしまってなかなか全体像が見えないという事案が頻発しているということで、先ほどのような御指摘があらうかと思います。それについては先週、総括官会議を開催いたしまして、今後の情報提供の在り方として積極的に情報発信をしていこうということも申し合わせましたので、今後改善されていくものだろうと思います。

緊急時対応専門調査会との関連でございますけれども、これについては、緊急事案と認知した場合は直ちに緊急時対応専門調査会の専門委員の方々にも情報発信をするということで方法を変えてきております。その中でいろいろアドバイスもいただきながら、食品安全委員会としての情報発信にそれらのご意見を反映するということと、先ほどの総括官会議において、必要があれば専門調査会の専門委員のご意見を披露するといった形での連携を推進しております。簡単でございますが、事案への対応方針について紹介させていただきたいと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。

外によろしいですか。第6のところで何かございますでしょうか。

よろしければ、20ページの「第7 食品の安全性の確保に関する調査」はよろしゅうございますか。

それでは、今日お示しいただいたフォローアップ案につきましては、とりわけリスクコミュニケーションをめぐっていろいろな御意見をいただきましたけれども、この案そのものにつきましては、特に内容を訂正する、追加する、あるいは語句を云々というお話はなかったように思われますけれども、そういう理解でよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 それでは、これを原案どおり了承いたしまして、食品安全委員会に報告することとしたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 どうもありがとうございました。

(2) 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書(案)

◆早川座長 続きまして、「(2) 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書(案)」について、事

務局から御説明をお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、資料３－１に基づきまして御説明いたします。この内容は、今、フォローアップで実績をいろいろ御議論いただきましたけれども、それを正式に文章に直したとお考えいただければいいと思います。

まず１ページは「１ 総論」としております。

これを簡単に御説明いたしますと、平成 20 年度は、食品安全委員会が設立 5 周年を迎えた節目の年ということとともに、政府において消費者庁の設置に向けて消費者行政が大きく前進した年と位置付けております。

また、消費者庁につきましては、昨年 9 月に、消費者庁関連法案が国会に提出されたということで、委員会として「より消費者の目線に立った業務運営」に取り組むことが求められたということになろうと思います。

これを受けまして、委員会は 20 年度、この転換点をとらえて、5 年間の実績の総括と委員会業務全般の見直しに全力を挙げて取り組んだ。

そして、その取組をここでは 2 つ記載しております。１つ目は、先ほども御説明しましたが、設立 5 周年記念事業でございます。２つ目として、食品安全委員会の改善に向けた検討、取組ということで書いてございます。

他方ということで、平成 20 年度は、事故米穀の不正規流通事案、あと、中国における牛乳へのメラミン混入事案など、昨年度に引き続き、国民の食品に対する信頼を大きく揺るがす事案が発生した年でもあったとしております。

これらを受けて、平成 20 年度運営計画では、①から⑥まで、これは重点事項をそのまま記載しておりますが、これに基づいて業務を運営していったという形にしております。

２ページでございますが、中ほどに「２ 平成 20 年度における委員会の取組」としてあります。これは先ほど御説明した内容を文書で淡々と書いていったと御理解いただければと思います。

４ページに飛びまして、下の方で「２）委員会業務の 5 年間の総括と改善に向けた取組」ということで、最初に（１）で 5 周年記念事業につきまして、簡単でございますが、その概要を記載しております。

５ページにまいりまして、「（２）委員会の改善に向けた取組」ということで、委員会は 7 月 24 日の第 248 回委員会会合において、委員会の改善に向けた検討を開始することを決定した。

そして、平成 21 年 3 月 26 日の第 279 回委員会会合で、「食品安全委員会の改善に向けて」を取りまとめたとしております。これにつきましては、平成 20 年度から先行実施するとともに、平成

21 年度の運営計画に位置付けて着実に実施していくこととしております。

また、平成 20 年度に先行実施した主な内容については、ここで列記させていただいております。

「3）食品健康影響評価の実施」でございますが、6 ページの上にまいりまして、「(1) 要請を受けて行う食品健康影響評価」といたしまして、3 つ目ぐらいのパラグラフで、平成 20 年度中 143 案件について評価要請があつて、190 案件について評価結果を通知したということを記載しております。

あとは個別の危害要因ごとに記載しておりますけれども、6 ページの一番下の「②農薬」の最後の行で「なお、中国産冷凍ギョウザ問題の原因物質とされた農薬メタミドホスについて、優先して迅速に食品健康影響評価を実施した」ということを付記しております。あとは比較的淡々と書かせていただいております。

飛びまして、9 ページの中ほどでガイドライン関係について記載をするとともに、「(3) 委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価」ということで、これは企画専門調査会で御議論いただいた内容でございますけれども、それを細かに記載させていただいております。

11 ページにまいりまして、「(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」、これはモニタリングでございますが、先ほどの調査、報告をそのまま記載させていただいております。

「(5) 食品健康影響評価技術研究の推進」ということで、これも先ほどの文章でまとめさせていただいております。

12 ページにまいりまして、「4) リスクコミュニケーションの促進」でございます。(1) が意見・情報の募集の実施ということで、これについては最後のところを見ていただきますと、昨年度は合計で 125 件、国民からの意見・情報の募集を実施しております。

また「(2) 意見交換会の開催」でございますけれども、これについては全国各地で 25 回開催したところを記載しております。

「(3) リスクコミュニケーション推進事業」につきましては、13 ページにまいりますけれども「a 地域の指導者育成講座」、「b リスクコミュニケーター育成講座」の内容を記載しております。

また、13 ページの一番下の②で、従来から課題でありました「指導者育成講座」等の受講者が実践的活動を行うモデル事業をやったということを記載しております。

14 ページにまいりまして、(5) で食品安全モニター関係のことが記載しております。2 行目ぐらいから、「全国各地から 470 名の食品安全モニター」ということで、平成 20 年度中に 385 件の随時報告を受けた旨を記載しております。

15 ページにまいりまして、(6) でホームページ、季刊誌関係の記載がございます。3 段落目ぐ

らいで、メルマガについてでございますけれども、約 6,900 名の会員に配信したということ。

また季刊誌『食品安全』については、9 月に特別編集号を発行した。また、「食品中のカドミウム」なり「リスクコミュニケーションの新しい試み」などについて記事を掲載した旨を記載しております。

その 3 つぐらい下の段落でございますけれども、「食の安全ダイヤル」については、平成 20 年度受付件数は 1,069 件であったということで、内容といたしましては、評価関係ではやはりクローン関係が多かった。また、中国における牛乳へのメラミン混入事件、あるいは事故米穀の問題とともに、やはり中国産冷凍ギョーザを受けて、その流れで輸入食品関係も多かったという旨を記載しております。

16 ページ中ほどで「5) 緊急の事態への対処」ということで「(1) 緊急時対応訓練の実施」の旨、また、「(2) 緊急事態への対処体制の整備」を書いてございます。

17 ページにまいりまして、「(3) 主な緊急事態への対応」ということで、事故米穀の問題、メラミンの件、それから、鳥インフルエンザの件を特記しております。

「6) 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」のところで、(1) については、18 ページの 2 段落目ぐらいですが、平成 21 年度に次期システムを構築するということで、20 年度は、特にシステム構築の要件定義書等の作成ということで準備を進めたことを記載しております。

「(2) 国際会議等への参加」につきましては、3 つ目ぐらいの段落ですけれども、委員会と EFSA との連携強化ということで、3 月 6 日に、委員会事務局が EFSA を訪問して意見交換を行うとともに、科学的協力及び情報共有を進める意図を表明した書面を署名・交換したことを記載しております。

18 ページの最後に、「3 平成 20 年度における食品安全委員会の運営状況の総括」ということでまとめております。

最初にフォローアップの件が書いてございますが、最後の行で、「平成 20 年度食品安全委員会運営計画に定められた事業については、重点事項を中心に概ね計画どおりに進めることができた」と総括しております。

「特に、平成 20 年度食品安全委員会運営計画の横断的重点事項に位置付けた『5 周年記念事業』及び『食品安全委員会の改善に向けた検討』については委員会として全力を挙げて取り組み、これまでの 5 年間の業務実績の総括及び課題の整理を行うとともに、『食品安全委員会の改善に向けて』を取りまとめることができた。平成 21 年度食品安全委員会運営計画においては、取りまとめられた改善方策を着実に実施していくこととしている」としております。

次に、食品健康影響評価関係といたしまして、143 案件の評価要請があつて、190 案件について、

リスク管理機関に評価結果を通知した。平成 20 年度は平成 19 年度と比べて、リスク管理機関からの評価要請が少なかったが、評価終了件数はほぼ同程度の水準を維持することができたことから、評価未了案件数は大きく減少したとしております。また、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入により評価要請案件が増大する中で、平成 18 年度以降、農薬専門調査会等において編成や審議方法の改善を行い、調査審議の重点化・効率化に取り組んできた成果と考えているとしております。また、中国産冷凍ギョーザ問題の原因物質とされていた農薬メタミドホスについては、優先して迅速に食品健康影響評価を行うことができたとまとめております。

また、「委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価については、平成 20 年度、3 案件を対象として決定したが、選定に当たって国民から意見等を聴くための新しい試みとして、従来の意見交換会の開催に代えて意見・情報の募集を行ったところであり、『食品安全委員会の改善に向けて』に則した取組を先行実施することができた」としてしております。

「リスクコミュニケーションについては」ということで、8 月 19 日の専門調査会で取りまとめたガイドラインに基づいて多様な意見交換の場の設定に力を注ぎ、計 25 回に上る意見交換会を実施したとしております。具体的には、カドミウムやクロンをテーマにした従来型の意見交換会に加えて、消費者団体と共催して事前に募集した質問に答える新しい形態の意見交換会やサイエンスカフェの開催など新しい試みに精力的に取り組むことができた。また、昨年度に引き続き「ジュニア食品安全委員会」を実施したとしております。

リスクコミュニケーション推進事業につきましては、20 年度でございますが、地域の指導者育成講座、ファシリテーターの講座に加えまして、インタープリター型を 7 回開催したところであり、平成 18 年 11 月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」に則して事業展開を行うことができたとしております。

20 ページの上でございますが、緊急時対応につきましては、平成 20 年度、事故米穀の不正規流通、また、メラミンの混入などの緊急事案の発生を受けて、委員会として危害物質についての科学的知見等の情報提供を迅速に行うことができた。また、平成 21 年 1 月 27 日の専門調査会において「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を取りまとめたところであり、今後、このとりまとめに基づき、緊急時において科学的知見等の提供を迅速に分かりやすく、かつタイムリーに行っていくこととしているというふうにまとめております。

以下は、平成 21 年度の運営計画で、①から⑥について重点事項として取り組んでいくという形にしております。

22 ページ以降が資料でございますが、最初に、「資料 1」としまして、5 周年記念事業の概要を載せております。

24 ページ、「資料 2」といたしまして、「食品安全委員会の改善に向けて（概要）」を載せております。それが 26 ページまででございます。

27 ページ以降が、食品健康影響評価の実績、状況を 52 ページまで載せております。

53 ページには、昨年、御指摘がありましたポジティブリスト制度についての状況を載せさせていただいております。

56 ページからが食品健康影響評価技術研究関係でございまして、これの採択及び評価の状況は 63 ページまで資料を細かく載せております。

64 ページは、「資料 11」でございますが、これは先ほど若干御覧いただきましたけれども、意見交換会の開催状況ということで、参加人数等も含めて一覧にしております。

66 ページは、「資料 12」で、これは関係団体との懇談会等の日程・内容を載せております。

67 ページからが、指導者育成講座関係の実績を「資料 13 から 15」で載せております。

70 ページ、「資料 16」は、国際対応関係で、会議の状況なり表敬または招へいの状況を載せております。

72 ページが、20 年度の食品安全確保総合調査の一覧という形でございます。

最後の 73 ページが、21 年度の運営計画という内容でございます。

簡単ですが、以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・コメント等がございましたらお願いいたします。

いかがでございましょうか。

先ほど、同じような内容を箇条書きにしたものについて御議論いただいたわけではありますが、これそのものとしての記述内容等々で何か御意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

運営状況の総括というものが何ページでございましたでしょうか。

◆大久保総務課長 総括は 18 ページです。

◆早川座長 特に、こここのところについて言葉遣い、こういう総括でよろしいかというようなところも少し御覧になっていただいて御意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この案につきまして、本専門調査会といたしましては、原案どおり了承するというこ

とで、「平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」として食品安全委員会に報告すること
といたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

（３）平成 21 年度自ら評価案件選定の進め方について

◆早川座長 続きまして、「（３）平成 21 年度自ら評価案件選定の進め方について」、事務局から御
説明をお願いいたします。

◆大久保総務課長 最初に、資料 4、「平成 21 年度自ら評価案件の決定までのフロー（案）」を御
覧いただきたいと思います。縦長の表のようなものでございますが、これから平成 21 年度につき
ましても自ら評価案件の決定の作業をこの企画専門調査会でお願いしていただくということで、今
後どのような流れになっていくかということでございます。

今年度の特徴といたしましては、案件の外部募集をするということで、試行といたしまして食品
安全モニターからの募集を 4 月末から 5 月ぐらいにかけて実施しております。これは改善に向けた
検討の結果を受けた措置でございますけれども、案件数が多くなるような場合であれば、実はこの
企画専門調査会にワーキンググループを作って検討しなければならないかなとも考えていました
が、試行ということもあり、そんなに案件数が出てきておりません。したがって、ワーキング
グループを作らなくてもやっていけるのではないかとということで、基本的には昨年度と同様の流れ
で進めていきたいと考えております。

具体的には、8 月から 9 月ぐらいに 1 回、企画専門調査会を開いていただきまして、案件の絞り
込みを行う。

そして、10 月から 11 月ぐらいに 2 回目の絞り込みを行いまして、企画専門調査会としても案件
候補を決定していただくということを考えております。

それを親委員会の方に報告いたしまして、そして、その内容を見てということでございますが、
意見・情報の募集をするのか、意見交換会を開催するのか、その辺の検討をさせていただきたいと
いうことで、基本的には、大体、昨年度と同じような流れで進めたいと思っております。

続きまして、横長の資料 5－1 を御覧いただきたいと思います。「委員会が自ら行う食品健康影
響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会
決定）新旧対照表（案）」ということで、これ自体は、平成 16 年 5 月に委員会決定したものでござ

いますが、今回は外部募集をするということもあり、基準の整理をさせていただいているところでございます。

ここでは、「改正案」と「現行」という形にしております。

そして、改正案の最初の頭書きは後で御説明するとして、今回、「Ⅰ 対象案件の情報源」という見出しを付けて整理しております。これは従来からも情報源としてきたもので、1つが従来と同様、「関係機関、マスメディア等の情報」ということでございます。

2つ目が、これもまた従来と同じで「食の安全ダイヤル」、「食品安全モニター報告」等からの情報でございます。

3つ目が、これも同じで、委員会に文書等で要望が寄せられたものからの情報ということでございます。

この1から3は、基本的に従来と変わっておりません。

そして、今回新たに「4. 外部募集により委員会が自ら食品健康影響評価を行う必要があるとして寄せられたもの」をいわゆる案件候補の情報源として追加しております。

3ページ目になりますけれども、今回新しく「Ⅱ 対象案件からの除外事由」という項目を起しております。そして、この除外事由については、従来、先ほどの情報源1から3の「注」書きという形で、例えば「ただし、リスク管理機関において既に所要の管理措置等が講じられているため、明らかに健康への悪影響を想定し得ない場合」等々についてはいわゆる除外する形になっておりましたが、これを今回は注ではなくて、Ⅱのような形で全体を整理した方がいいのではないかということを取りまとめております。

内容は、今までいろんなところに散らばっていたものをここにすべて集約したということで、内容自体を大きく変えているつもりはございません。

まず、「(1) 食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合」。これは除外事由にしようということで「(例)」としまして、最初のポツでございますが「既に食品健康影響評価が行われており、評価結果に基づきリスク管理機関において管理措置が講じられている場合」。これは除きます。

また、「リスク管理機関が規格基準等を制定している場合（現行の科学的知見に照らして基準の改定が必要と考えられる場合を除く。）」。

「リスク管理機関において試験研究等が行われている場合」。

「リスク管理機関が食品健康影響評価を食品安全委員会に要請することを表明するなど、将来対応が行われることが想定される場合」。

この辺は従来から入っていたものでございますが、それを例という形でまとめたということで

ざいます。

「(2) 外部募集等により寄せられた情報で、人の健康に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示す具体的な出所や根拠が示されておらず、また、食品安全委員会においても確認できない場合」については、やはりなかなか評価が難しいといえますか、その根拠がございませんので除外事由といたしております。

「(3) 過去に企画専門調査会で調査審議されたが対象候補にならなかったもの、又は対象候補として食品安全委員会に報告されたが、調査審議の結果、食品健康影響評価を行うこととならなかったもので、その後、新たな科学的知見が得られていない場合」。これについては除くという形にしております。

「(4) 食品健康影響評価を行うことが技術的に困難な場合」。これはやむを得ないのではないかとのことでございます。

1 ページ目に戻っていただきまして、今、言ったようにⅠ、Ⅱで項目立てしておりますけれども、それをまとめて前文で書いてございます。「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に事務局から提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする」。

「① 食品健康影響評価対象候補を選定するための調査審議の対象案件」。正にこれが候補になっていくというものでございますが、これがⅠの1から4までに掲げる情報のいずれかに該当するもの。ただし、Ⅱに掲げる除外事由のいずれかに該当するものを除くという形でございます。

それから、これが新たに加わったものでございますが、「② ①の対象案件とならなかった案件及びその事由」。これも載せるということでございます。

Ⅰの2の(1)は「食の安全ダイヤル」とか「食品安全モニター」からの情報で評価を具体的に要請しているものでございます。

Ⅰの3の(1)は委員会に文書等で要請しているもので、やはり評価を具体的に要請しているものの。

4は、先ほど言った外部募集でございます。

そういう具体的に評価を要請しているものの案件については、それは資料に載せていく。ただ、①の対象にならなかったわけでございますが、それはⅡに掲げる除外事由に該当したということでございますので、それがどの除外事由に該当して案件にならなかったか。それも載せるという形で、2段構えにしております。

したがって、今後、企画専門調査会には、各情報源からの候補案件とともに、具体的に評価要請があったけれども候補案件とはしなかったものについて、どういう案件があり、どういう理由で除外されたのか。それを御提出して、一応、候補案件とならなかったものについても内容を確認

していただくとともに、万が一、ボーダーラインで例外的に何かあった場合については御議論いただいて候補案件に上げてもいいと思いますが、そういうことも行えるように、とにかく外部募集もいたしますので、透明性を確保していく。自分の提出したものが、どこの段階で結局どう落ちていったのか、それが分かるような形で御議論いただけるように資料を作っていきたいと考えております。

続きまして、資料５－２、やはり横長のものがございます。これは「企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）新旧対照表（案）」でございます。これも平成 16 年 6 月に委員会で決定したものでございますが、先ほどの企画専門調査会に提出した資料を基に企画専門調査会で御審議いただく。その際の選定の考え方を再整理したというものでございます。

これも「改正案」の頭書きは後で説明するといたしまして、（１）として事項出しをしております。「（１）案件候補の選定基準」という形にしております。

「現行」を見ていただきますと「① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの」、「② 危害要因等の把握の必要性が高いもの」、「③ 評価ニーズが特に高いと判断されるもの」。これを選定基準として、これに該当するものから優先度を付けて選んできたというところでございますが、今回はこのうちの①と②を選定基準としたい。③については選定基準から、後で説明します配慮事由に移したいということでございます。やはり、自ら評価は最終的には国民の健康への影響がどれだけ大きいのが基本的な選定の基準なのではないかという形で、今回整理させていただいております。

２ページ目にまいりまして、「（２）案件候補の選定に当たっての配慮事由」ということで新しく項目出しをしております。

そして、この中の①として、先ほど上の③にあったものでございますが「① 評価ニーズが特に高いと判断される場合」で「食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報等から国民の評価ニーズが特に高いと判断される場合」。これについては配慮事由として勘案していこうということです。

「② 科学的知見が充足されている場合」。やはり従来の考え方で言いますと、データの多寡、科学的知見というものは、評価案件を選定する際には勘案せず、いつから実施するのかにおいて考慮するという形になっておりましたけれども、現実問題においては、やはりデータがないと評価ができないということで、この企画専門調査会の議論の場でも、その辺は実態としては考慮されてきたのかなと思っております。したがって、今回はその辺を明確に配慮事由という中で落とし込んでおります。

ということで１ページ目に戻っていただきまして、改正案の頭書きでございますが「企画専門調

査会は、(1)の選定基準に掲げるいずれかの要件に該当するものの中から食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する」。

ここは基本的には変わっていないのですが、なお書きを追加しております。「なお、上記の優先度は、国民の健康への影響の程度に照らして判断することを基本とする」というスタンスを明確にしております。そういう中で(2)に掲げる事由、いわゆる評価ニーズ等がございますけれども、そういうものにも配慮して決定するという形にしております。

それでは、実際問題としてどの程度配慮するかはなかなか一概に決められないところでございますけれども、私どもとしては、やはり食品安全委員会は科学的な観点を中心としますので、それを基に国民の健康にどれだけ影響があるのか。これを中心に議論するというスタンスは示しつつ、あと、どれだけ優先度等で配慮するかについては、これは正に企画専門調査会で御議論いただいて、個別ケースごとに御議論していただければいいのではないかと考えております。

また、これは今年度議論を進めながら、不備があればまた来年度以降見直していくということで、その辺は柔軟に対応できればと思っております。

私からは以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・コメント等がございましたらお願いいたします。

◆大久保総務課長 済みません、追加します。忘れていたのですけれども、一応、今回の盛り込むべき事項及び選定の考え方は、最終的には親委員会で決定することになります。したがって、本日は企画専門調査会として、もし、いろいろ御意見なり御感想があれば聴かせていただいて、後はそれを踏まえて最終的には親委員会に報告して決定していただくということを考えていることを御報告しておきます。

◆早川座長 分かりました。

御質問・コメント等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

◆橋本専門委員 資料5-1の「I 対象案件の情報源」で「マスメディア等の情報」というふうに書いてあるのですが、これはマスメディアがテレビなどで垂れ流しにしている情報が対象である

のか。例えば、マスコミさんの方からこういった情報があるが本当ですかというようにここに問い合わせが来るか。その辺りの線引きは、どのようにお考えでしょうか。

◆早川座長 いかがでしょうか。

これは、先ほど資料5-2でいささか参考にするといった国民のニーズとかそういうこととも関係するのかなと思うのですが、科学対社会という選び取り方の中で、この関係機関というものは多分、そういう科学的ないろいろな情報源ということだろうと思うのですが、マスメディアというものはどちらかと言えば社会的な要素という御質問ですね。

◆橋本専門委員 はい。

◆大久保総務課長 御指摘のとおり、国内外の関係機関はいわゆる研究機関等、行政機関もあります。そこからいろいろな情報が発信されますので、それを基にいわゆる情報源として候補案件があるかどうか探ることになります。

それとともに、やはり外国にしろ、最後は研究機関や行政機関に行き着くのかもしれませんけれども、その前の段階でマスコミ、テレビ、新聞等でいろいろな危害要因、こういう健康被害とか、確かに情報は非常に大量に出ております。それについては一旦受け止めて、ただ、それがそのまますぐ案件になるのではなくて、1つの情報源として、果たしてその背景なり根拠があるのかどうか。それはうちの方で精査して、いわゆる案件候補として出していくか。その辺は検討していくということになります。

いずれにせよ、第1段階としてはそういうものも手がかりにして情報を集めていきますという趣旨でございます。

◆早川座長 よろしいですか。

◆橋本専門委員 それこそ、何度も話題にはここで上がっていますが、マスコミがいたずらにそういったことをあおって、ここでの話し合いと世間がどうもずれているような感覚を起こすことがあります。ですので、やはり毅然とした態度で、科学的知見に基づいて公正中立にやっているのだということをしっかりアピールしていただきたいと思います。

◆早川座長 ですから、マスコミの声の大きさを採り上げるといいますか、考慮するのではなくて、

言っていることのクオリティー、中身が傾聴に値することであれば、もちろん、それは採り上げる。そういうことですね。

◆橋本専門委員 はい。

◆早川座長 ここもそういう意味ですね。

◆大久保総務課長 そういうことでございます。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。

内田先生、どうぞ。

◆内田専門委員 情報収集のシステムについては、何度か医師会が立ち上げているシステム辺りでお話しさせていただいたのですが、医師会は今、健康食品による健康被害にテーマを絞って、情報を提供いただいた分に関しての評価まで含めてやっているわけです。科学的な分析とかそういうものはないのですけれども、過去の文献や報告をあさって、そこからの評価ということをやっています。

そろそろこれに関しても、消費者庁も立ち上がることであり、もっと範囲を広げた形で、政府として何らかのシステムを立ち上げるような検討が今後必要になってくるのではないかと感じているのですけれども、そういう方向性についてはいかがでしょうか。

◆早川座長 いかがでしょうか。

少し難しいところがあるとは思いますが、1つは健康食品ですね。私もあまりよくは承知していませんが、食品の中で非常にお薬とかそういうものに近い何か効果があるということでもって、いろんな方々がそれに健康志向ということで集まるわけですが、一方でそれによる健康被害も発生しているのも事実なわけですね。

ですから、そのところは、いきなりリスク評価のところがやるのか、あるいはマネジメントのところでは健康食品そのものを一体どういう位置付けにするのか。私もその最初のところがよく分からないのですけれども、国として健康食品というものを、そもそもどういうとらえ方をして、どういう扱いをしていくのかという、何か大きなテーマがあるような気がするのです。一般消費者は、当然、健康願望がありますから、ポジティブなところにどうしても流れていく。しかし、気が付い

てみれば必ずしもそうではない。マイナス面もある。

ただ、リスク評価という立場から見ると、さっきおっしゃいましたが、情報としてはいろいろ集まるのだけれども、評価できるような意味での体系的、統計的なデータがどれだけ蓄積されているかどうか、リスク評価として採り上げられるか否かの1つの目安になるので、サプリメントの話はこの前も採り上げたけれども、あまりにも複合的過ぎて、科学的にいろいろ分析していくのは難しいというようなことでペンディングの状態といたしますか、採り上げられなかったのですけれども、非常に大本の健康食品を国が一体どういうふうにとらえるのか。

評価課長さん、何かございますか。

◆北條評価課長 私が答えるのが適切かどうかは分かりませんが、1つは多分、先生も御存じだと思うのですが、厚生労働省の独法になりますが、国立健康・栄養研究所の方で健康食品の情報収集の体制を整備しつつあるのではないかと思います。

その中で、主として有効性なのか安全性なのか、私も正確には承知しておりませんが、安全面で言えばいろいろな被害情報みたいなものが来れば、それを基に多分、食品安全委員会に評価の要請なども行われる可能性があるかなと承知はしておりますけれども、今のところ、私どもの委員会の方で健康食品を中心に情報収集しようということはまだ検討しておりません。

◆内田専門委員 私が申し上げたのは、健康食品もいろいろ問題を起こします。私どもは健康食品を対象にした、医療機関の窓口における情報収集ということをやっているんですが、もっと範囲を広げた、食品安全全体を見渡したような形での情報収集システムというものがまだ弱いのではないかと。

例えば、ここにマスコミに載ったから、それを手掛かりにしてというような話がありますけれども、もっと、そういう情報が集まるような、方たちを対象にした情報収集システムみたいなものが食品安全に関しても必要になってくるのではないかと、今、申し上げたかったのです。

◆早川座長 これはリスク評価をするところ、それから、コミュニケーションをするところはあるのですが、情報を集める部分が食品安全委員会の中でシステムとしてきちっとない。そういうことでございますね。

◆内田専門委員 そうです。

◆早川座長　それで、ここで独自にすべて集めるのは無理なので、例えば医師会と連携するとか、薬剤師会と連携するとか、いろんな関係団体と連携することも含めて、将来に向かってそういう情報収集システム、しかもクオリティーの高い情報収集システムを構築するといいますか、考えてみるという御提案ですね。

◆内田専門委員　そうです。

◆早川座長　それが言わば各省庁から出てくる諮問以外に、情報システムで集めたことが自ら評価の非常に大きな候補になるのかもしれないというお話ですね。そこら辺のところはいかがですか。事務局長、どうぞ。

◆栗本事務局長　今、9月に設立が予定されていると報道されています消費者庁という新しい役所ができることが決まっております、食品に関わるものだけではなくて、製品等に関わる有害事象について広く、一元的に情報が集まるようなシステムを作ろうということになっておりますので、どういうものができてくるか、まだ私どもも十分把握してはおりませんけれども、それができるだけ効率的に、地方の段階での窓口からきれいに上がってくるような、そういうシステムを考えようとしているようでございますので、そういったシステムともうまく連携を取りながら、本当に何が問題なのか、きちっとした情報を取って自ら評価の判断などにも取り入れていきたい、そんなふうにも考えております。その辺はまだ明確に見えてきておりませんので、今後よく見ていきたいと思っています。

◆内田専門委員　もし何か、例えば検討会を立ち上げるとか、その辺についてそういうような情報がありましたら、是非、提供いただければと思います。

◆栗本事務局長　今後、注視していきたいと思っています。

◆早川座長　情報・緊急時対応課長から何かございますか。

◆酒井情報・緊急時対応課長　いわゆる消費者庁のシステムについては、今、事務局長から申し上げたとおりでございます。

また、医師会の方のシステムとの連携というものは、先ほどお話がありましたサプリメントの検

討のときに連携が必要だというお話もございましたので、組織的な連携を図るように事務局にもお願いして、個人情報とかそういうものを隠しながら、できる範囲での情報提供についてお願いしているということでございますので、それらの情報もこの自ら評価に反映することも更に考えていきたいと思います。

ありがとうございます。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

どうぞ。

◆北條評価課長 内田先生の御指摘で、評価課として広げていきたいと思っているのは、今、国立衛研とは食品の安全性情報をいただくように連携を取っているところでございますが、例えば、感染情報については、国立感染研とネットワークを作って、国内の関係機関との連携を強化しつつ、いろいろな被害情報とか海外の情報を含めて情報を取っていききたいというのが1点。

もう1つは、国際的な評価機関との連携もやはり非常に重要で、実際にメラミンの事件が起こったときには、これは欧米のリスク評価機関、例えばヘルスカナダとか、もちろん、FDA、それから、オーストラリア、ヨーロッパのリスク評価機関との間で具体的な情報交換をしながら取り組んできた経緯がございます。

やはり EFSA を含めまして、FDA とか、国外のリスク評価機関と、今は e メールといいますか、インターネットでいろいろ情報を交換できますので、そういうところも更に組織的に連携強化をしていくという方向で、農薬だったら農薬のチーム、あるいは添加物であれば添加物という分野ごとに、ネットワークを作ろうということで考えているところでございます。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

どうぞ。

◆小泉委員 今、言われました情報収集についていろいろ連携して集めることは大事なのですが、少し話がずれるかもしれないですけども、その中で健康食品を、いざリスク評価するかどうかという問題になるときに、これは非常に難しいものがあり、こんにやくゼリーに似ているのではないかと私は思います。

と言いますのは、一連のケーススタディで私たちはリスク評価できないのです。もう少し科学的な情報、全般的なものを見てリスク評価しないと、健康食品の中にたまたま薬品が含まれていた。

それをリスク評価するには科学的知見が少な過ぎると思います。

したがって、こんにゃくゼリーについては窒息事故全般について何が問題かを調べていってリスク評価をすることにはなっているのですが、現実には非常に問題点が多くて悩んでいるところなのです。だからリスク評価するには健康食品そのものが何かということから始まって、問題に上がってきてでも自ら評価にはなかなかやりにくいかなと思います。

◆早川座長 リスク評価に値するデータがそろえばという前提でないと、ここではできない。そういう意味では、ここで「関係機関、マスメディア等の情報」というふうに、「マスメディア」の字が「関係機関」と並んでいるわけです。

それで、今、おっしゃったのは、例えばこんにゃくゼリーとか冷凍ギョーザもそうですし、その他いろいろな事件物はとりわけ、私も正確には分かりませんが、年間 4,000 件ある窒息死の中で、こんにゃくゼリーが一体何件ぐらいなのか。数件だとは思いますが、そういう中で、消費者の関心が非常に高いというのは、もちろん分かるわけですが、それはそもそも、科学的にここで評価できる話なのか、マネジメント機関でちゃんと行政的に措置していかなければいけない問題なのかという仕分けは必要だと思うのです。

それから、冷凍ギョーザみたいに故意に入ったものについてリスク評価をする。これは一言で言えば警察的問題なので、それ自体は本来守備範囲外である。メタミドホスの科学的評価はできるのですが、食品としての混入したものについて、一言で言えばそれは入ってはいけないものが入っていて、そういうものに関して、農薬なのだからだめですよと言う以外にないわけですね。

健康食品でも、例えばステロイドみたいなものを入れて、食べると一気に元気になりますというようなものもありますけれども、それは故意に入っているものであって、食品そのもののリスクの問題とは少し切り離して考えないといけない。あらゆる意味で、この食品安全委員会というものがしっかりとリスクに関する情報、ハザードに関する情報を集めないといけないことは事実なのですが、それを集めてどう取り扱っていくかというときに、そこから先が多分、科学的、中立公平、不偏不党で、まず手を付けなければいけないものから評価していくということだと思います。一応、入口としての情報収集というシステムとしては、先ほどお話があったように、消費者庁とのリンケージの問題もあるかと思います。

ただ、私はここで全体を考えると、この「マスメディア等の情報」という書きぶりがやはりよくないかなと思います。「関係機関等」でいいのではないかと。「等」がありますから「等」の中には、場合によっては非常に質のいいマスメディアの情報はあるのかもしれないのですが、これは少なくとも、国立の機関とか外国の似たような行政機関、研究機関、あるいは消費者庁というふうに関係

機関というものはたくさんあって、それでいいのではないかという気もします。

今日は意見をただ言うだけの会なので勝手に意見を申しますと、元の旧にあるのですが、これは「等」の中に入れてしまったらどうかというのも1つの意見でございます。

◆大久保総務課長 それは御意見として承って、委員会で決めていきたいと思います。

◆早川座長 もともと、これは委員会でこれから詰めていくという案件でございますので、我々としては自由に意見を言うという立場ですのでね。

どうぞ。

◆橋本専門委員 今の早川先生の意見に私は賛成です。やはり、ここに大きく「マスメディア」というふうに書いてしまいますと、マスコミの関係の方がいらっしゃるので、一般の主婦的な意見としては、やはりそういった情報操作に使われてしまうのではないかというような感じの印象を受けてしまいますので、これが表に出ることはないのですけれども、やはり「関係機関等」でよろしいのではないかと私も思います。

宗像さんの御意見はいかがですか。

◆野村委員 私もマスメディア出身で、まずマスメディアの記事というものは、別にマスメディアが何か意識を持ってこうしてやろうというので勝手に作り出して書くのではないのです。原稿の中にはだれが何をしたかが必ず入っていますから、記事をよく読むと発生機関というものが必ず出ていますね。その情報を出している機関がどこであるかというものが出ている。それはマスメディアが出しているのではないのです。解説とかそういうもので若干違うものはありますが、これも大体、取材に基づいてやっているのが基本です。ただ、そうではない、正に先ほど良心的というのがありましたけれども、そうではないメディアやそうではないニュースがあつて時々問題になることも確かですので、そこは見極めが必要だと思うのです。

もう1つ、これは半分、私の想像なのですが、なぜマスメディアを入れなければいけないかというところなのですけれども、実は食品安全委員会は直属の機関をあまり持っていないのです。例えば外国の情報は、外務省の在外公館にどれだけアタッシュを出しているかということでも圧倒的に情報の量が違ってきてしまう。ですから、外国の情報はネットなどでかなり取っておりますけれども、しょせんネットもある意味では危ない情報である場合もあるわけです。本当は、やはり在外公館を通してきちっと取りたい。農水省や経産省も、JICA とか、あるいは JETRO を通してかなり

人を出しているというのがありまして、相当の情報量を持っています。この情報量は相当のものです。

それから、今、言いましたように、経産省にしても、国交省にしても、農水省にしても、厚労省にしても、かなりそういう出先機関というものをっておりますので相当の情報量があります。ところが、食品安全委員会はその辺りが寂しい。したがって、例えばメディアをきっかけに、それでは、どういう情報を収集しようかという動機としてせざるを得ない面もあります。だから、これは取っても取らなくても同じだと思うのです。

非常にここで大事なのは、やはり各省庁の連携というものを強めていただいて、食品安全委員会にも必要な情報がきちっと伝わってくるようなシステムが必要なのではないかと思います。特に消費者庁ができたときに、例えば国民生活センターなどを通して相当の情報量が集まってくるわけで、その大量の情報を精査して、行政上何が必要かということに使用していくはずなので、食品安全に関する情報もこちらに相当流していただくといいますか、連携させていただかない限り、やはりこういう対象案件の選定などもかなり不確実なものになってしまう気がしますので、今後、この連携というものは非常に重要であると思います。ここに「マスメディア」が入っているのは、そういう苦悩の1つの表れと私は見ております。

◆早川座長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

◆清水座長代理 セCONDをするわけではないのですが、やはり情報量をいかに集めるかというのは非常に大事なことだと思うのです。「マスメディア」という言葉を使うかどうかはともかくとして、いろんな情報を幅広く持つ、収集するということは非常に大事だと思うのです。それを判断するのがこの委員会なのです。マスコミに踊らされるかどうかというのは、踊らされないように科学的知見で判断するのがここなのです。ですから、別に「マスメディア」と書いてあっても、それは情報収集の広さから言えば非常に重要なことで、マスメディアをどういうふうに定義するかによります。

週刊誌とか新聞だけではなくて、ウェブサイトでいろんな情報が入ってくるわけですから、それをシャットアウトするということではないと思うのです。ですから、科学的な判断を加えるのがこの委員会で、情報としてはやはり収集しなければいけないと思うのです。これは私の個人的な意見です。

◆早川座長 宗像専門委員、何かございますか。特にございませんか。

◆宗像専門委員 少し言いにくいのですけれども、ただ、マスコミの場合はどこから情報が来て、いろんなところからアンテナを張っていて、情報が入るという可能性はあります。

マスコミといっても、いろんなところがありますからよく分かりませんが、もちろん、きちんと根拠のあるものでなければ新聞の場合は書かないのですが、私たちもどこからどういう情報が入るか分からないのですけれども、そういう可能性があることは確かです。先ほど清水さんがおっしゃったように、それを判断するのはこちらの問題であって、その可能性の1つとしてはあるのかなと思います。

◆早川座長 だれしも可能性、それから、マスメディアが非常に膨大な情報を持っていることに関しては否定できないし、そこから収集することもあり得るのですが、やはり関係機関とマスメディアが科学的な情報を収集するという意味において、この食品安全委員会がとにかく科学をベースでやろうと言っているときに並列して書いてあるというのは少し情けないかなと思います。やはり関係機関からもっと情報収集する、いろんな意味でのリンケージを更に深めていくというような意思表示があってもいい。

今度は逆に、リスクコミュニケーションの方は全く違って、我々が評価したことに関してどれだけ正しく国民の皆様にも広くお知らせするかという意味もありますので、そこでのマスメディアとの対話といいますか、非常に大事な局面が多いと思うのです。

いろいろ議論は尽きないですが、外にいかがでしょうか。

どうぞ。

◆清水座長代理 今日、最後に「(4) その他」でお伺いしようと思っていたのですが、医療関係者のウェブサイト m3.com で、昨日の情報なので私も正確には分かりませんが、伊藤専門委員は御存じかもしれませんが、最近、食品を食べた後に3時間か4時間で下痢と嘔吐を起こすような事例がたくさん出ている。ただ、それが保健所にどっと来ないので、食中毒としての判断がまだされていない。しかし、既知の細菌とかウイルスとか化学物質が今のところ検出されていないというのです。

酒井課長は御存じかもしれませんが、やはりそういう情報を早く入手しておくのは非常に大事なことです。ウェブサイトも、これはマスコミと扱うのか、あるいは関係機関としているのか分かりませんが、そういう問題が発生しておりますので、そういう情報をちゃんとしたエビデ

ンスに基づいて判断するのがこの委員会、評価をする機関だと思うのです。

◆早川座長 緊急対応という話と自ら評価という話が、また少し次元の違う話なのかなと私は思いますけれども、どうぞ。

◆酒井情報・緊急時対応課長 今の件でございますけれども、昨日の夜ですが、厚生労働省に対し実態について把握するために情報提供を求めました。

厚生労働省の話でございますが、中四国のある市において、保健所の方で検査マニュアルにひっかからない、原因不明となってしまう事案がある。それについてレストランなりホテルなりを指導するのですけれども、どの根拠で私どもは営業停止になるのですかという問いに対して明確に答えられない。そういう事案が続いているので、これを何とかしてほしいというふうなことで厚生労働省にお話があったと聴いております。

厚生労働省の方でも、そういう事実があるのであれば何らかの対応が必要だということで、研究機関の具体的なお名前が出ておりましたけれども、小西先生の方で、そういう事案があるのであれば継続的に研究してみようというふうなことで、テーマとして採り上げていただいた。このことが、今、ニュースになっていると聴いております。

それが地域的な問題なのか、普遍的な問題なのか、仮に今、お話のあるように、普遍的に日本全体でということであれば重大事でございますので緊急の対応が必要ですし、その辺の見極めを含めて情報収集しているというのが現況だと伺っております。

以上でございます。

◆早川座長 まずは原因物質の究明ということですね。

外にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件につきまして、最終的には親委員会が決めていくことということで、この場は自由に意見を述べるというスタンスで終わりたいと思います。事務局におかれましては、この平成 21 年度の自ら評価案件選定の進め方について、更に検討していただくということでよろしくお願いしたいと思います。

(4) その他

◆早川座長 次の議事に移らせていただきます。

「(4) その他」になりますけれども、事務局から報告事項があると聴いておりますので、よろ

しく願います。

◆大久保総務課長 それでは、資料6、横長のものがございますけれども、これを御覧いただきたいと思います。

これにつきましては、先ほどのフォローアップにもありましたが「食品安全委員会の改善に向けて」については3月26日に委員会決定しております。そして、これを作るに当たって、企画専門調査会においても、親委員会においても、また、意見・情報の募集において、やはり工程表的なものを作るべきではないかというのを幾つかいただいております。それを踏まえまして4月30日の親委員会におきまして、ここにございます、工程表とまでは言い切れないのですけれども、今後の取組の目安をまとめるという形で御報告しております。そして、その4月の資料を今回、5月末時点でリバイスしたものでございます。

簡単に構成だけお話ししておきますと、この表の一番左の「改善方策」は、正に改善に向けての具体的な方策として提起したものの概要を並べたものでございます。

工程でございますけれども、取りあえず今の時点では「平成21年度」と「平成22年度以降」という2段階にしております。21年度については、ある程度具体的に書いてございますけれども、なかなか22年度以降は今のところまだ見通せないところもあり、漠としたところも多々あります。恐らく21年度の業務を進めながら、22年度が始まる前にもう一度見直す必要があるかなと思っております。そういうものと御認識いただければと思います。

そして、一番右側に「改善の進捗状況」を載せております。私どもはこれが一番重要だろうと思っております。具体的方策を受けて、どう具体的に改善していったのか。それをここに積み上げていくという形にしたいと思います。

したがいまして、今後、この専門調査会でも業務のフォローアップをしてまいりますけれども、この改善に向けての改善状況については、この表を手掛かりに、どう進んでいるのか。また、業務管理が適切に行われているのか。その辺を見ていただければと思っております。

時間の関係もありますので内容は個々に説明できませんけれども、これはまた適宜リバイスしながら御説明していきたいと思っております。

以上でございます。

◆早川座長 ただ今、御報告をいただきましたけれども、何か御質問はございますでしょうか。どうぞ。

◆**福代専門委員** これはもう工程が出来上がっているものでございますので、これについて特に申し上げるものではございませんが、この内容の中で 12 ページの食育についてです。

今、食育を進める中で、食品の安全性については知識とか理解が非常に求められています。そういった中で、この食品安全委員会がリスクコミュニケーションの中でできることは限られていると思うのです。この内容につきましては、かなり積極的にいろいろ取組を盛り込んでありますけれども、しかし、子どもたちを対象としたものにつきましては、21 年度も「ジュニア食品安全委員会」等が恐らく入ってくると思うのですが、やはり参加する子どもたちの数、それから、いろいろな企画に参加する方たちは本当に限られています。

例えば、学校教育の中にもきちんと盛り込んでいく必要があると思いますし、これから教員の免許更新のときだけではなくて、養成の過程でもそういった内容の知識は必要ではないかと思いますし、これらに関しまして、この食品安全委員会でできることは非常に限界がある中で、文科省とか農水省とか関係機関ときちんと連携を取って、そちらの方でも一緒に、例えばここでできないことはそちらの方で進めていただく。そういったことの働き掛けが必要ではないかと思います。

以上です。

◆**早川座長** ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。

よろしいですか。

特にございませんでしたら、全般にわたって何かございますでしょうか。今までのこと、すべてを含めて、振り返って、もし何かありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、その他の議事ということですが、何かございますでしょうか。

◆**大久保総務課長** 特にございません。

◆**早川座長** これで議題としてはすべて終了ということで、今日予定されているのが 12 時 30 分までということで少し時間がございますけれども、食品安全委員会の運営全般について、この際、何か御意見等がございましたら御披露いただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

◆**伊藤専門委員** 大変くだらない質問なのですがけれども、移転されたのはやはり家賃等のコストの問題なのでしょうか。ここまで登山するのは、書いてあるとおり、やはりきつかったものですから

ね。

◆大久保総務課長 前のプルデンシャルタワーは、今年の4月から家賃が24%上がるという話がありまして、うちの予算の中で家賃というものは結構大きな割合を占めておりますので、家賃だけで事業費を食ってもこれはお話にもならないので、今回6月に引っ越したところでございます。大分家賃は安くなりました。

◆早川座長 どうぞ。

◆内田専門委員 大変多岐にわたる事業を積極的に展開されているということで、今日の報告は非常に良かったと思うのですが、教えていただきたいのは、現状での食品安全委員会のスタッフの数と年間の予算について、これは多分、調べれば分かることだと思うのですが。

◆大久保総務課長 まず予算は、いわゆる常勤職員の人件費を除いて15億円ぐらいとっていただければいいと思います。年によって多少変動はあります。

職員は、常勤職員が60人、技術参与という専門分野の非常勤の方が34人ぐらいです。あとは事務補助員の方が15人ぐらいですか。大体、そんなような陣容でございます。

◆早川座長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

◆近藤専門委員 まだ時間が少しありますので。この前の報道によりますと、OIEからの、日本はBSEの管理が非常にしっかりしているということでワンランク緩やかになったわけですが、これから日本での作業と言えいいのですか、それは具体的にどのような工程表が食品安全委員会としては考えておられるのか、ざっくばらんにお聴かせ願えればと思います。

◆早川座長 いかがですか。

◆栗本事務局長 今、お話がありましたように、日本はOIEからBSEの「管理されたリスク国」と認定されました。これは国内の管理措置その他と直接つながるものではなく、輸出するときにはいろいろ有利な点も出てくると言われております。

私の理解では、BSE に関してはリスク管理機関の責任で管理措置が講じられている、対外的なものも国内の措置もそうですけれども、リスク管理機関の責任において、今後の管理措置をどうしていくか考えた上で、食品安全委員会にリスク評価を依頼してくる、それを受けて食品安全委員会が評価をしていくことになるのではないかと考えております。国際的には、どんどんリスクの低減に併せたリスク管理措置の低減が進められているという状況もございます。

以上です。

◆早川座長 外に何かございますでしょうか。

どうぞ。

◆栗本事務局長 お時間がないのであまり丁寧には御紹介できないのですが、リスク分析という考え方がまだ国内にしっかり浸透していない、そのリスク分析の枠組みの中でのリスク評価機関の科学に基づく評価の独立・中立の重要性、あるいはそれを実際に担っていただいている専門調査会の先生方、あるいはそれを取りまとめられる座長の役割についてもよく知られていないのではないかと、今日、座長から、その周知をしっかりとするというお気持ちも込めてだと思いますが、非常に強いメッセージをいただいたというふうに私は受け止めております。

そのことと、伊藤専門委員あるいは河合専門委員からも若干の御紹介がありましたが、これは食品安全委員会にとってといいますか、日本の食品安全行政にとって非常に残念といいますか、深刻なある出来事があったことによります。このことは是非、専門委員の皆様には知っておいていただきたいと思います。

先ほど御紹介がありましたメールマガジンを御覧いただける先生方には、メールマガジン 148 号、6 月 12 日発行を御覧いただきたいと思うのです。目次の最後の方に「3. その他」と入っていますが、目次を御覧いただきたいと思うのです。目次の最後の方に「3. その他」と入っていますが、目次を御覧いただきたいと思うのです。目次の最後の方に「3. その他」と入っていますが、目次を御覧いただきたいと思うのです。

食品安全委員会は 7 名の委員の先生方がいらっしゃいますけれども、国民生活に非常に重要な案件を取り扱う委員会の委員ということで、国会の同意を得た上で任命されることが食品安全基本法に定められております。今回、見上委員の御後任として提案しました吉川先生の人事案が参議院で同意されなかったという非常に残念な出来事がありまして、そのことを御紹介しております。

そのことに対して、289 回、6 月 11 日の食品安全委員会の冒頭に委員長が見解を述べられまして、それを委員長代理である小泉委員も、同感である、是非、これは議事録にとどめるべきという御発言もいただいたという経緯がございます、議事録は間もなく、ホームページにも掲載される

と思いますが、それに先立ちましてメールマガジンは翌日配信しております。是非、一度御覧いただきたいと思います。

私どもも引き続き、あらゆる機会をとらえてリスク分析の重要性、リスク評価の科学に基づく中立公正の重要性については精一杯周知に努めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

もし、メールマガジンを御覧になれない専門委員の方がいらっしゃいましたら、帰りがけにお渡しすることもできますので、おっしゃっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◆早川座長 ありがとうございます。外に何か御意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。

私も、食品安全委員会は今回の件を通して、その立場をどう表すのかということで、非常に大きな、ここのアイデンティティーとしてしっかり国民の皆様に対しても伝えていかないといけないのではないかと考えております。是非よろしくお願いいたします。

それでは、以上によりまして、本日の議事はすべて終了ということでございますが、次回の日程について、事務局からお願いいたします。

◆大久保総務課長 次回につきましては、先ほど自ら評価の進め方でお話いたしましたけれども、正に 21 年度の評価案件の絞り込みをやっていただきたいと考えております。そして、日程としては恐らく 8 月下旬から 9 月中で 1 回やりたいと思いますので、近く、また日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◆早川座長 それでは、以上をもちまして、第 30 回食品安全委員会企画専門調査会を閉会いたしたいと思います。

どうも、いろいろな活発な御意見、ありがとうございました。